

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 「社会資本整備総合交付金」の充実
 - (1) 「社会資本整備総合交付金」については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、採択基準の緩和など対象メニューの拡充を図ること。
 - (2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新に対する財政措置を拡充するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。
4. 「防災・安全交付金」については、十分な予算額を確保するとともに、対象メニューを拡充すること。
5. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、労務単価の下落に歯止めをかける対策など必要な措置を講じること。
6. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。